

震災対策計画編

第4章 震災復旧・復興対策計画

目 次

第1節	被災者の生活の安定化.....	376
第1	義援金品の募集及び配分.....	376
第2	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与.....	376
第3	租税及び公共料金等の特別措置.....	376
第4	雇用対策.....	376
第5	住宅建設の促進.....	376
第6	被災者生活再建支援法の適用.....	376
第2節	被災施設の復旧.....	376
第3節	激甚災害の指定.....	377
第4節	復旧計画の作成.....	377

第4章 震災復旧・復興対策計画

第1節 被災者の生活の安定化

第1 義援金品の募集及び配分

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸与

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第3 租税及び公共料金等の特別措置

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第4節「その他の保護計画」を準用する。

第4 雇用対策

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第4節「その他の保護計画」を準用する。

第5 住宅建設の促進

震災対策計画編第3章第7節「応急復旧・事後処理」を準用する。

第6 被災者生活再建支援法の適用

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第3節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」を準用する。

第2節 被災施設の復旧

風水害等対策計画編2風水害対策計画第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」及び同第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定

風水害等対策計画編2 風水害対策計画第3章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」を準用する。

第4節 復旧計画の作成

風水害等対策計画編2 風水害対策計画第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」を準用する。